

生活保護のイロハ 家賃滞納のない住宅扶助制度

生活保護の人はどうやって暮らしているの
家賃代理納付制度とは？

公益社団法人 東京共同住宅協会
福祉事業部 橘 茂郎

1. はじめに

「生活保護」と聞いて、思うこと

？ ？ ？

2. 「生活保護」のイメージ

(1) 周りの人

「本当は働けるのではないか？」

「私達の税金が酒とギャンブルに使われているのでは？」

(2) 被保護者本人

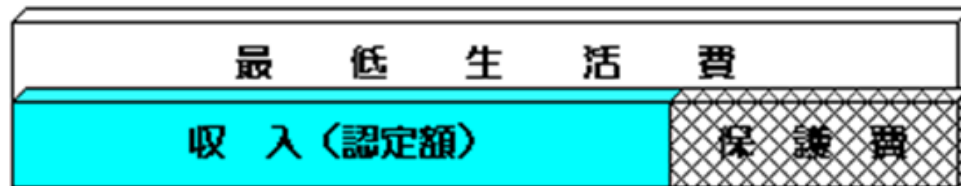
「今までの人生で思いもよらなかった」

「生活保護申請は恥ずかしい」

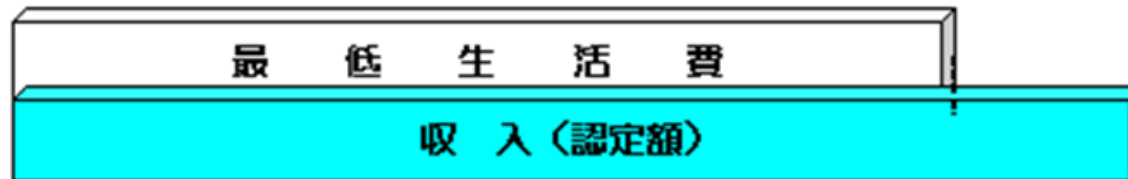
「これからの人生への影響が心配」

3. 生活保護制度とは？

- (1) 生活に困窮している人々に対して、自立した生活ができるよう援助する制度
- (2) 生活保護が受けられる場合



生活保護が受けられない場合



4. 生活保護の受給人数・世帯数

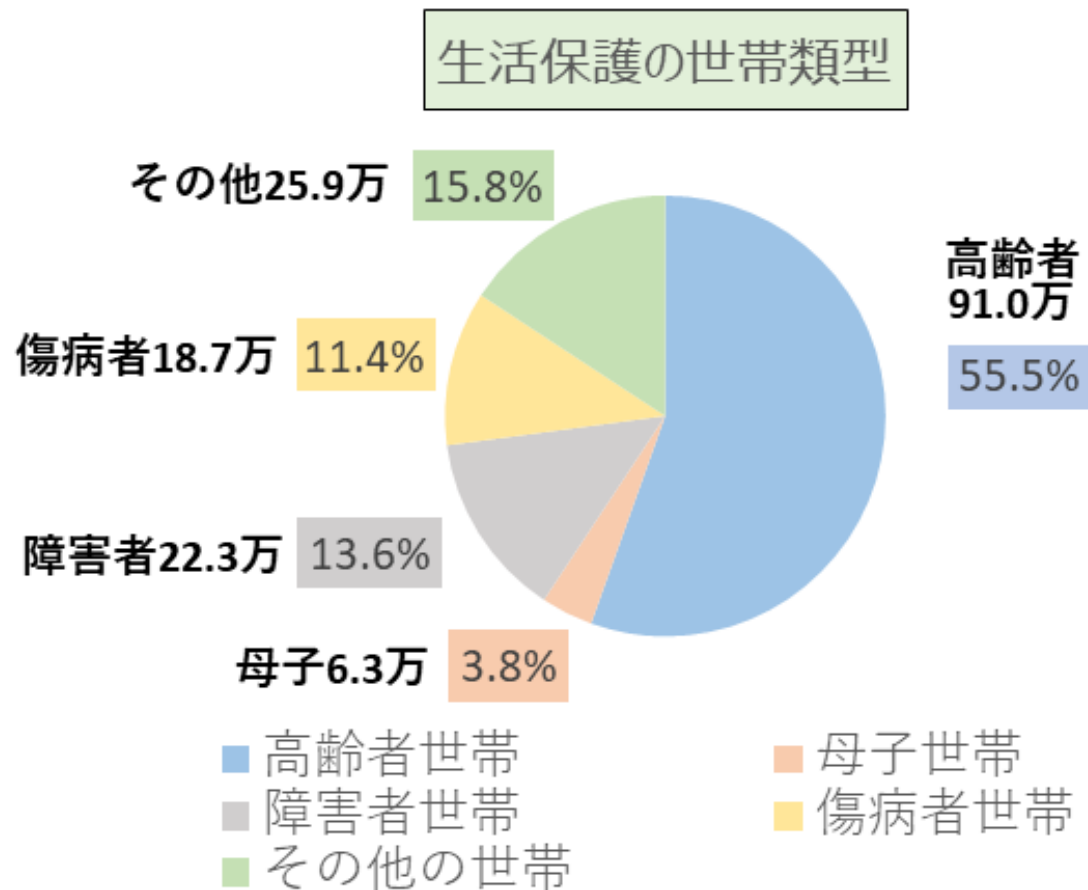
被保護者・世帯数の推移

西暦（年度）	被保護実人員	被保護世帯数
2014	2,165,895	1,612,340
2015	2,163,685	1,629,743
2016	2,145,438	1,637,045
2017	2,124,631	1,640,854
2018	2,096,838	1,637,422
2019	2,073,117	1,635,724
2020	2,052,114	1,636,959
2021	2,038,557	1,641,512
2022	2,024,586	1,643,463
2023	2,020,577	1,650,478

(人)

(世帯)

5. どのような人達が多いのか？



6. どのような援助をしてくれるのか

生活保護制度の給付

扶助の種類	生活を営む上で生じる費用
生活扶助	日常生活に必要な費用。食費・被服費・光熱費・交通費等の一般生活費。個人ごとに年齢別計算し、世帯共通費用を人数計算。
住宅扶助	家賃、間代、地代など、住むために必要な費用。 基準額内・実費
教育扶助	義務教育で必要となる教材費、給食費など。 基準額内・実費
医療扶助	病気やケガの治療のために医療機関に支払う費用（ 本人負担なし ）
介護扶助	介護保険サービス利用で必要となる費用（ 本人負担なし ）
出産扶助	分べん等に要する費用。 基準額内・実費
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用。 基準額内・実費
葬祭扶助	葬祭費用。 基準額内・実費

7. 住宅扶助の仕組み

(1) 金額は、地域・世帯人数で決まる

住宅扶助・級地

1級地	2級地	3級地
23区	羽村市	西多摩郡
右記以外の市	あきる野市	日の出町
	西多摩郡	檜原村
	瑞穂町	奥多摩町
		島しょ部

住宅扶助額（1級地）

世帯人員	住宅扶助上限額
単身	¥53,700
2人	¥64,000
3～5人	¥69,800
6人	¥75,000
7人以上	¥83,800

(2) 家賃のほか

- ・ 敷金
- ・ 礼金
- ・ 契約更新料
- ・ 住宅維持費

(3) 対象にならない費用

- ・ 管理費や共益費、水道光熱費は対象外。
「生活扶助」から支払われる。

8. どの程度の生活費が支払われるか

生活扶助基準額の例（令和5年10月1日現在）

世帯構成	生活扶助基準額
高齢者単身世帯（68歳）	¥77,980
高齢者夫婦世帯（68、65歳）	¥122,460
23区・3人世帯（33、29、4歳）	¥164,860
母子世帯（30、4、2歳）	¥196,220

- ・ 地域ごとに年齢、世帯の人数、通学先等で計算
- ・ 障害者・母子世帯等には特別の加算
- ・ 医療・介護保険サービス等は全額扶助
本人負担なし

9. 生活保護を申請するには？

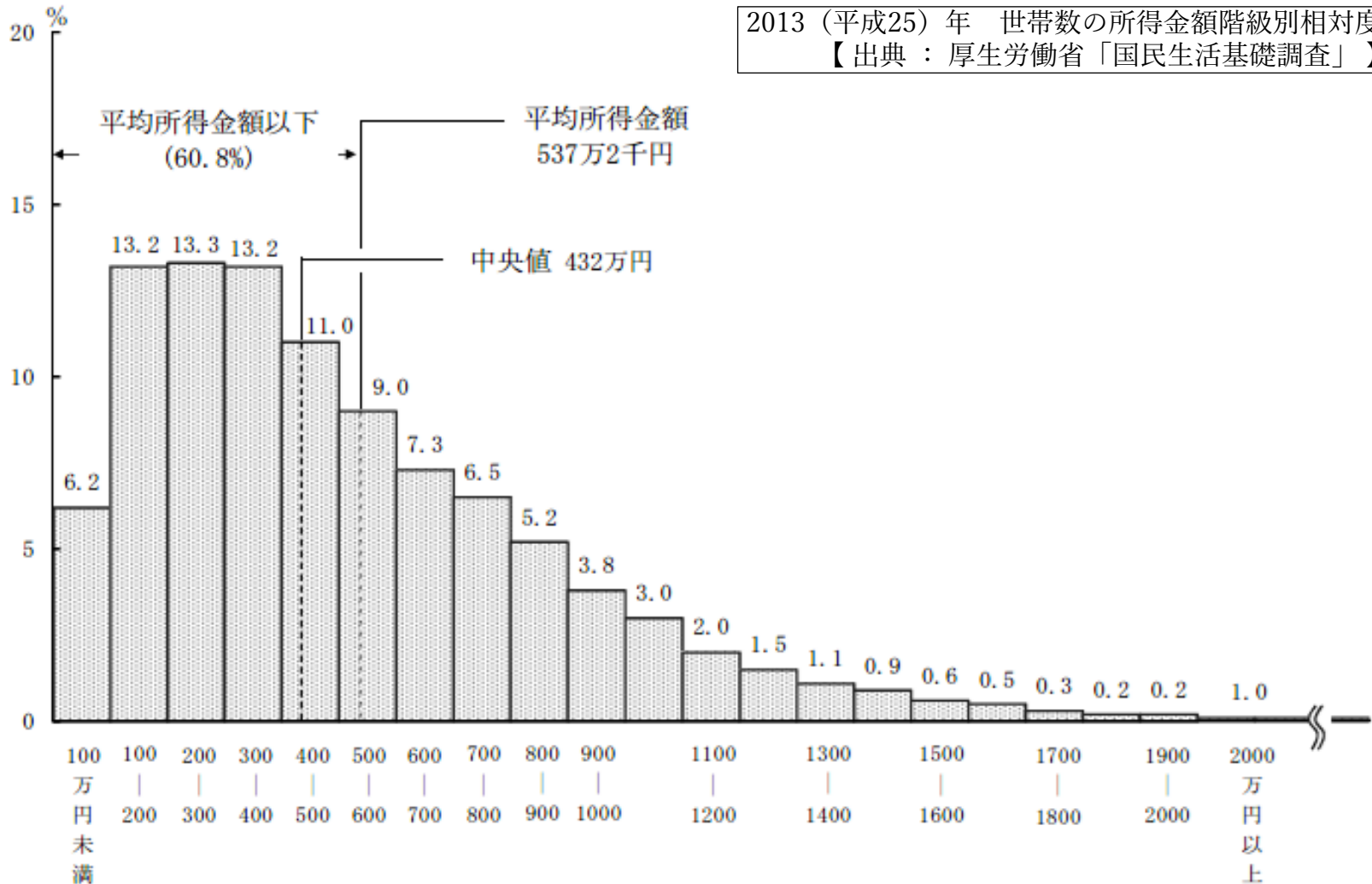
- (1) 申請先 居住地の福祉事務所or生活福祉課
- (2) 調査・判定 健康・生活状況・住居の確認
- (3) 判断の要件
 - ・能力の活用 働くことが可能かどうか
 - ・資産の活用 預貯金や土地・家屋等はないのか
 - ・あらゆるものの活用 年金や手当などの活用
 - ・扶養義務者の扶養 親族等から援助は可能か
- (4) 担当者 ケースワーカー

10. 賃貸経営にとっての「生活保護」

- 以前は、「住宅扶助」を使ってしまう事例も
→ 生活保護法違反 & 家賃滞納で住居を失う可能性
- 2006（平成18）年 住宅扶助の代理納付が可能に
2014（平成26）年 共益費も代理納付が可能に
- 「家賃代理納付制度」で劇的な変化
家賃滞納者は、住宅扶助の代理納付を原則とする
- 代理納付の実施にあたって、**被保護者の同意**
および委任状は不要

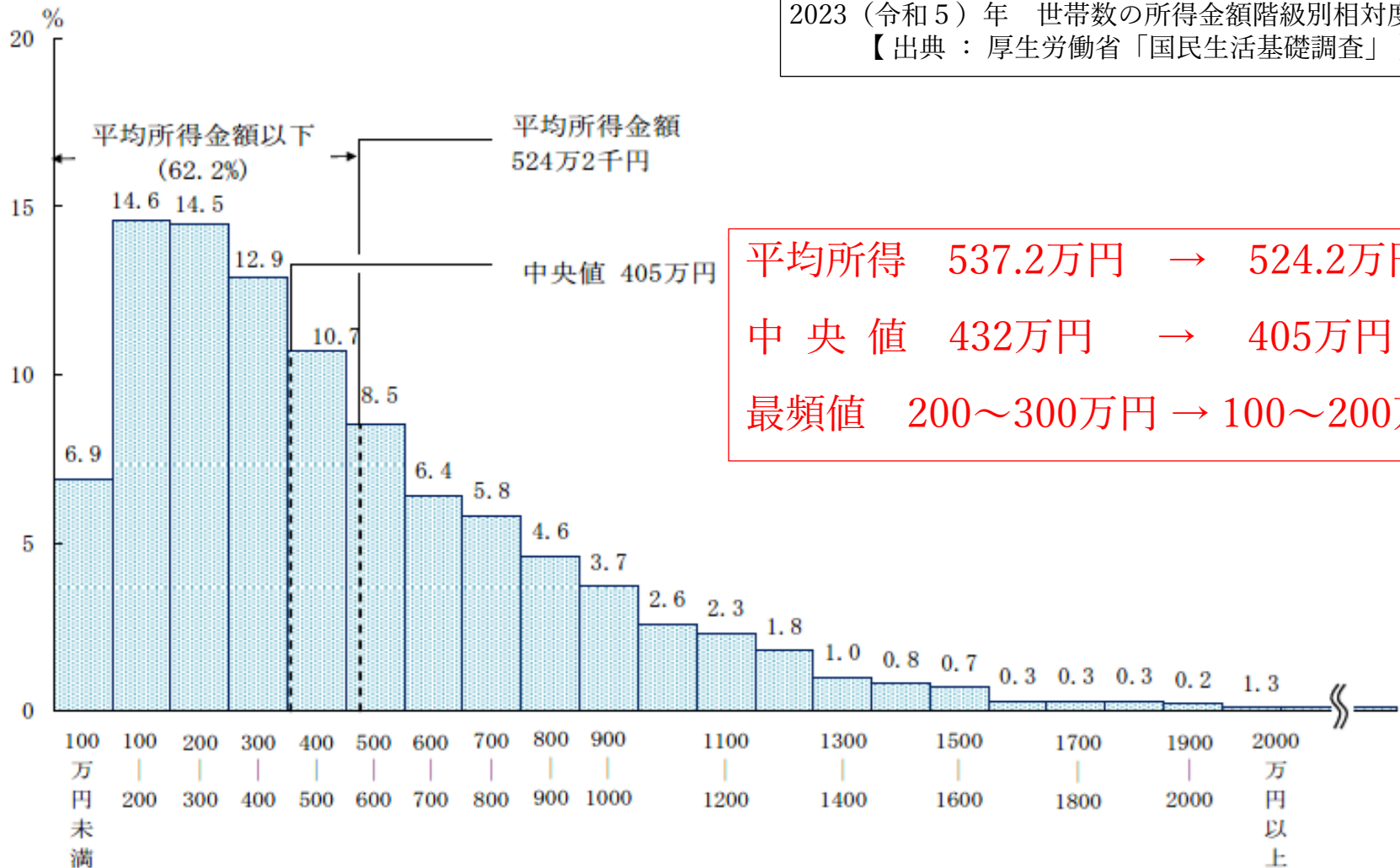
11. 進んでいる日本の貧困化（1）

2013（平成25）年 世帯数の所得金額階級別相対度数分布
 【出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」】



11. 進んでいる日本の貧困化（2）

2023（令和5）年 世帯数の所得金額階級別相対度数分布
 【出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」】



平均所得 537.2万円 → 524.2万円
 中央値 432万円 → 405万円
 最頻値 200~300万円 → 100~200万円

12. 賃貸経営にとっての「生活保護」

- ・ 「**捕捉率**」とは何か？

生活保護を必要とする世帯のうち、実際に利用している世帯の割合

→ 厚生労働省の推計値 15～30%程度

- ・ 家賃滞納が恐いのは、生活保護の一步手前
 - ・ 「生活保護」世帯の家賃は、役所が責任を持って振り込んでくれる
- 「滞納のない安心な賃貸経営」

**最後までご視聴いただきまして
ありがとうございました。**

**【講師】 公益社団法人東京共同住宅協会
福祉事業部 橋 茂郎
☎03-3400-8620**